



2023年4月7日

各位

上場会社 フジテック株式会社
代表者 代表取締役社長 岡田 隆夫
(コード番号 6406)
問合せ先責任者 執行役員財務本部長 佐藤 浩輔
(TEL 072-622-8151)

**内山前会長の解職等に関する当社取締役会の見解及び第三者委員会による追加調査及び
検証の終了に関するお知らせ**

首題の件に関し、詳細を下記の通りお知らせいたします。

記

1. 内山前会長の解職等に関する当社取締役会の見解

2023年3月28日付「人事異動（会長の解職）に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社取締役会は、同日付をもって内山高一氏（以下「内山氏」といいます。）を会長から解職いたしました。

その理由は、以下の三点であります。

- (1) 2022年6月17日付「第三者委員会による追加調査実施に関する取締役会決議のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の一部株主より指摘を受けた関連当事者取引その他の行為について、第三者委員会を設置し、追加調査及び検証を実施することといたしましたが、第三者委員会から内山氏の協力が十分でなかったと指摘されていること
- (2) 2022年6月23日開催の当社第75期定時株主総会の直前に同氏を取締役候補者とする議案を撤回しながら、同株主総会終了後に同氏を会長職に選定し、株主総会の信認を得ていない同氏が当社内で一定程度の影響力を保持しているような外形を生じさせたことは、経営者を選任する権利を有するのは株主総会であるというコーポレートガバナンスの基本原則に反するのではないかという疑念を当社のステークホルダーの皆さまに与えること
- (3) 事業運営の継続性の観点から同氏から受けてきた引継・助言について概ね完了の見込みが立ったこと

なお、今回の当社取締役会の決議は、社内取締役及び社外取締役の全会一致の決議であったことを併せてお知らせいたします。

当社取締役会は、当社のコーポレートガバナンスが上場会社に求められる最高水準のものとなるよう、さらに努力してまいります。

2. 第三者委員会による調査及び検証の終了

前記の第三者委員会につきましては、2022年8月10日付「第三者委員会に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、小林英明弁護士を委員長とする委員会が組成されました。そして、当社と同第三者委員会との間で委任契約が締結され、その契約期間は2022年12月末日までとされるとともに、同日時点で委任事務の処理が完了していないときは、両当事者の合意により契約期間を延長できるとされていたことから、当社としましては契約期間の延長を希望しておりましたところ、2023年4月3日、第三者委員会から当社に対し、契約期間を延長しない（再契約をしない）との連絡がありましたので、お知らせいたします。

第三者委員会によりますと、同委員会が契約期間を延長しない（再契約をしない）と判断された理由は、大要、以下のとおりです。

(1) 以下の諸点等からすると、当社との間の信頼関係を構築できないこと

① 資料開示やヒアリングの設定等について当社が非協力的であったこと

たとえば、2022年11月4日及び25日に依頼した資料開示について、開示時期の目途等の連絡もないまま、期間終了直前の12月29日になり、突然開示された。2022年12月8日に依頼した内山氏のヒアリングについて、特段の受領確認等の連絡もないまま、12月21日になって突如、契約期間満了直前の12月27日午後又は12月28日午前であれば調整可能との連絡があった。また、退職者へのヒアリングについて「コンタクト先が分かりません」との理由で実施が困難であるとの回答があったが、第三者委員会のフォレンジック調査の結果、実際には当社担当者が連絡をとっていたことが判明した。

② 契約期間満了に関する当社の誠実性に疑念を抱かせる対応があったこと

当社による非協力があったこと等もあり、2022年12月上旬頃には、同月31日までに調査を終了させることが難しい状況となっていたところ、当社からは、再契約するか否かは翌年1月に開催する取締役会で決定する、1月1日以降に新たな合意がなされるまでは調査の実施は想定されないと考えが示された一方、契約期間満了直前に内山氏のヒアリングが設定され、資料開示がされた。

③ 調査報告書の内容についての当社による干渉

調査報告書の起案権は第三者委員会に専属することが合意されているにもかかわらず、2023年1月23日、調査報告書の記載内容に干渉するメールが当社から送付され、その後、当社は調査報告書の記載内容に干渉したことを否定した。

(2) 内山家側の協力を得られる見通しがなくなったこと

実のある調査を実施するためには、内山氏や同氏が代表を務める関連会社等（以下「関連当事者」といいます。）からの調査協力を得られることが不可欠であるが、関連当事者からは資料提供に応じてもらえないなど、十分な協力を得られていなかったばかりか、内山氏が代表を務める関連会社からは、第三者委員会の対応如何によって法的措置を講じる旨の2022年12月27日付警告文を受領した。また、内山氏は本調査の発端となる指摘を行った一部株主に対し民事訴訟を提起する意向を表明したという報道があり、そのような状況では、関連当事者から適切な協力が得られる可能性は期待できない。

当社といたしましては、契約期間の延長を希望し、第三者委員会からの要望について善処する旨伝えて参りましたが、第三者委員会の上記指摘を踏まえますと、同委員会が契約期間を延長しない（再契約しない）と判断されたことは遺憾ながらやむをえないものと考えます。

第三者委員会からの調査範囲やその考え方、当社の対応への指摘事項等、この度の調査を通して得られた教訓については、今後の更なるガバナンス強化に活かして参りたいと思います。

なお、これまでのコーポレートガバナンス改善の取組みに加えて、この度の内山氏の解職により、株主の皆さまにご懸念を抱かせるような内山家との関連当事者取引については、今後、発生しない旨、申し添えます。

以上